開業資金等の調達をお手伝いします

創業保証のご案内

信用保証協会では、新たに事業を開始しようとする方、
事業開始後間もない方の事業の実施に必要な
資金の円滑化を図ることを目的とした『創業関連保証』を
ご用意しております。

原則として
保証人は
法人代表者
のみ

無担保
保　証

これから
創業される方・
創業後5年
未満の方

保証限度額

3,500万円

信用保証料率 ▶▶▶ 年0.86%

※お客様の定性要因によりさらに割引となる場合があります。

企業とともに、地域のために
北海道信用保証協会
Credit Guarantee Corporation of Hokkaido

（2021年8月）

創業関連保証について

資格要件	次の❶～❼のいずれかに該当する方が対象となります。 ❶現在、事業を営んでいない個人であって、1ヵ月以内（※1）に個人で事業を開始しようとする具体的な計画を有する方。 ❷事業開始後5年未満である個人。（当該事業を開始した日以前に事業を営んでいなかった個人に限る） ❸現在、事業を営んでいない個人であって、2ヵ月以内（※1）に会社を設立しようとする具体的な計画を有する方。 ❹事業を営んでいない個人により設立された会社であって、設立後5年未満の会社。 ❺事業を営んでいない個人が個人事業主として事業を開始した後に、事業の譲渡により事業の全部または一部を承継して設立された会社。（創業者である個人事業主が設立し、かつ個人事業主として事業を開始した日から起算して5年未満の会社に限る） ❻親会社が新たに子会社を設立し、当該子会社が事業を行おうとする具体的な計画を有する親会社。（いわゆる分社化） ❼❻により設立された子会社で、設立後5年未満である会社。
保証限度額	3,500万円
資金使途	事業資金
保証期間	10年以内（据置1年以内）
返済方法	分割返済（証書貸付）
融資利率	金融機関所定 ※2
担保	不要
保証人	原則として法人代表者のみ
信用保証料率	年0.86% ※3

※1　市町村長から、認定特定創業支援等事業による支援を受けた旨の証明を受けた方は、計画期間が6ヵ月以内に拡大されます。
※2　北海道・市町村融資制度を適用する場合は、当該融資制度の定めによります。
※3　その他、お客様の定性要因により信用保証料率が更に割引となる場合があります。

すでに事業を開始されている方がご利用いただける一般保証と比較して、創業関連保証は信用保証料率が一律で年0.86%（※1）であることが特徴の一つです。

一般保証の場合は、財務その他経営に関する情報を基に、リスク計測モデル（CRDモデル）により算出された評点に応じて9段階の信用保証料率を定めており、また事業開始後最初の事業年度の決算書がない方（第1期決算期が未到来の方）の信用保証料率は年1.15%～1.35%（※1）となります。

	一般保証	創業関連保証
信用保証料率	年0.45%～2.20% ※1 （決算期未到来の場合 年1.15%～1.35%）	年0.86% ※1
保証限度額	無担保 8,000万円 ※2	3,500万円

※1　その他、お客様の定性要因により信用保証料率が更に割引となる場合があります。
※2　無担保保証については、一般保証、創業関連保証、創業等関連保証の保証残高を合算して8,000万円以内となります。

※「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」の施行により、令和3年8月2日付で創業等関連保証（限度額1,500万円）が廃止され、創業関連保証の限度額が2,000万円から3,500万円に引き上げられました。

創業相談時の必要書類

創業相談時には、事業計画の妥当性を判断させていただくとともに、お客様のご経歴や自己資金等の資産背景なども同様に重視しています。基本的な必要書類は次のとおりです。

1 **創業計画書**
信用保証協会にて所定の様式を用意しています。

2 **開業届（個人）**
開業前の方は開業後にご提出いただくことになります。

3 **履歴事項全部証明書（法人）**

4 **定款（法人）**
会社設立時に作成したもの（原始定款）が必要です。

5 **事業に必要な許認可**
許認可を要する業種を開業する場合は、事業開始前に許認可の取得が必要です。

6 **自己資金を確認できる書類**
事業に充てる予定の預貯金等の確認のために必要となります。
創業に向けた準備としてどれだけの蓄えをされたのかを形成過程を含め確認させていただく場合もあります。
自己資金については、預貯金、有価証券、入居保証金、申込前に導入した当該事業用設備、会社設立予定の場合は資本金などとなります。

7 **設備見積書等**
導入する設備の内容を確認するために必要となります。

8 **不動産賃貸借契約書**
賃借物件で事業を開始する場合は、物件を特定していただくために必要となります。
契約締結前である場合は、ひな型等が必要です。

9 **その他**
審査のために、他の書類が必要になる場合があります。
※上記書類に加えて、認定特定創業支援等事業で創業を行う場合は、市町村長の証明書（写）の添付が必要になります。

保証申込手続き

申込書類は金融機関窓口にご用意しております。
融資希望金融機関を通じて保証申込をいただき、保証審査を行います。

※審査の過程において、事務所や店舗等を訪問させていただく場合があります。
また、道制度等の融資制度をご利用の場合は、別途あっせん書の発行申請手続きが必要です。

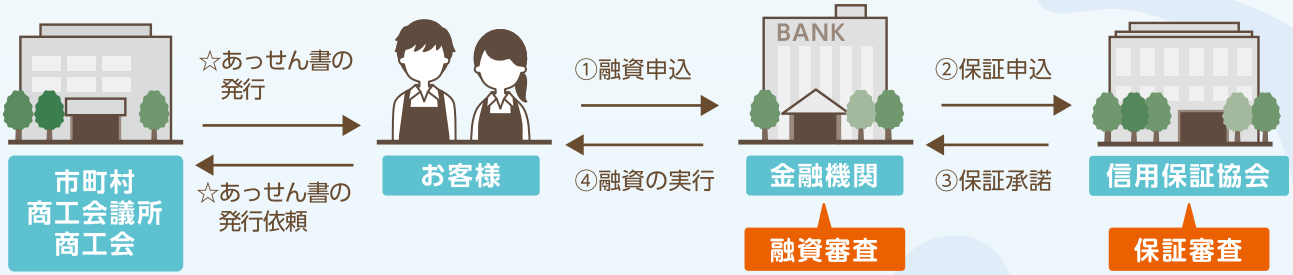

創業支援への取組み

北海道信用保証協会では、創業支援部署として「企業支援課」を設置し、創業支援への一層の充実化に努めております。お客様により親しみやすくご相談いただくため「創業・経営支援チーム」という愛称で、創業に関する相談、創業計画書の作成アドバイス、保証支援後の専門家派遣（無料）の実施など、創業に関するご支援をさせていただいております。

また、Facebookページ、LINEの開設や創業情報誌「BSTJ」の発行、YouTubeチャンネル「オーエンチャンネル」の配信など、創業・経営支援に関する様々な情報を発信しています。

この他にも、外部の中小企業支援機関に相談員を派遣し、創業等に関する相談対応を行うとともに関係機関との連携を図っています。

Facebook

facebook
北海道信用保証協会
創業・経営支援チーム

LINE公式アカウント

創業情報誌 BSTJ

START-UP BSTJ

オーエンチャンネル

オーエンチャンネル

お問い合わせ先のご案内

ご不明な点がございましたら、下記窓口までご照会ください

お体の不自由なお客様へ ご来店時は職員がお手伝いいたしますので、事前にご連絡ください。

- **本　　店** 札幌市中央区大通西14丁目1番地　（代表）TEL 011-241-2231　FAX 011-221-1085
  企業支援課：TEL 011-241-5605　FAX 011-221-1089
  経営金融相談専用ダイヤル：0120-279-540
- **函館支店** 函館市大森町24番1号　TEL 0138-23-8425　FAX 0138-23-8471
- **帯広支店** 帯広市西3条南6丁目18番地2　TEL 0155-24-3658　FAX 0155-24-3661
- **北見支店** 北見市北8条東1丁目3番地　TEL 0157-24-5196　FAX 0157-24-5191
- **小樽支店** 小樽市稲穂2丁目22番1号（小樽経済センター2階）　TEL 0134-22-5188　FAX 0134-22-5918
- **旭川支店** 旭川市7条通13丁目59番地2　TEL 0166-24-1441　FAX 0166-25-5649
- **釧路支店** 釧路市黒金町6丁目1番地　TEL 0154-23-1361　FAX 0154-23-1364
- **室蘭支店** 室蘭市東町4丁目29番1号（室蘭市中小企業センター3階）
  TEL 0143-45-6001　FAX 0143-45-7818
- **滝川支店** 滝川市大町2丁目5番32号　TEL 0125-23-1201　FAX 0125-22-1360
- **苫小牧支店** 苫小牧市表町1丁目1番13号（苫小牧経済センタービル2階）
  TEL 0144-33-1751　FAX 0144-32-3915